

一般社団法人インターナショナル保育協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人インターナショナル保育協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、幼児教育・保育の振興と発展を目的とするとともに、目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ひなたインターナショナル保育園の運営事業
- (2) 国際理解を促進し、国籍や文化等様々な背景を持つ各家庭や保護者の健全な子育て支援事業
- (3) 保育の質を保つための教師・保育者教育を目的とする事業
- (4) イエナプラン教育の中で子供が育つことについての研究・研修事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要と思われる事業

(主たる事務所等)

第3条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市桜ヶ丘町 24 番地 3 に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するために、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員資格の喪失)

第7条 社員は、法令の定める事由のほか、経費の負担を半年以上履行しなかった場合に、その資格を喪失する。

第 3 章 社員総会

(定時社員総会の招集時期)

第8条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第9条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第10条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

②代表理事に事故があるときは、社員総会においてあらかじめ定めた順序によりほかの理事が議長になる。

(議決権の数)

第11条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第12条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 理事

(理事の員数)

第 13 条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の制限)

第 14 条 各理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のあるものである理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の3親等内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(6) 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は3親等内の親族

(理事の任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

②任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 16 条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 17 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 18 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 19 条 基金は、当法人の解散の時までこれを返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 20 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 21 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 22 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 23 条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 24 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 3 月末日までとする。

(設立時役員)

第 25 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 タルボット 舞

設立時理事 小崎 侑生

設立時理事 クリンガー サシャ

設立時代表理事 タルボット 舞

(設立時社員)

第26条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 タルボット クレンジョーンズ
宮崎県宮崎市清武町今泉丙 1641 番地 22

設立時社員 タルボット 舞
宮崎県宮崎市清武町今泉丙 1641 番地 22

(法令の準拠)

第 27 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人インターナショナル保育協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員タルボット 舞及び同タルボット クレンジョーンズは、これに記名押印する。

令和 2 年 3 月 4 日

設立時社員 タルボット 舞

設立時社員 タルボット クレンジョーンズ

一般社団法人インターナショナル保育協会
宮崎県宮崎市桜ヶ丘町 24 番地 3